第四十八条の十一の二十六第一項中「という。）」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）において生じたものを除く。次項において同じ。）」を加え、「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。）」を削り、「開始する」を「終了する」に改める。

第四十九条の十二第二項第三号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第四十九条の十五第二項第九号中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十一条の十中「第五号まで、第七号又は第八号」を「第八号まで」に改める。

第五十二条の十一第三項中「主要構造部」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改める。

第五十四条の二十六第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号イ中「本条」を「この条」に改め、同条第三項第二号中「本号」を「この号」に改め、同号の表中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に改める。

第五十四条の四十五第四項第四号イ中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削る。

第五十六条の二十六の三中「及び同法」を「、同法」に、「とする」を「及び同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターとする」に改める。

第五十六条の二十六の五中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第二項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に、「二十九万五千円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号ハ中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附則第四条の九の次に次の一条を加える。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合）

第四条の十　法附則第五条の十一第五項に規定する政令で定める規定は、第四十八条の九の十五第五項の規定とする。

２　第四十八条の九の十五第一項の規定の適用がある場合には、法附則第五条の十一第一項から第四項までの規定は、適用しない。

附則第五条の二の四第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改める。

附則第六条の二第二項第一号を次のように改める。

一　法附則第九条第八項第一号に掲げる場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める収入金額

イ　電気供給業を行う法人が法附則第九条第八項第一号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合　当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額

ロ　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業等をいう。ハにおいて同じ。）を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合　当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

ハ　電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第九条第八項第一号の二に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して当該料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合　当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六条の二第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二　法附則第九条第八項第一号の二に掲げる場合　電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

一の三　法附則第九条第八項第一号の三に掲げる場合　電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六条の二に次の一項を加える。

13　法附則第九条第二十四項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の十六に次の二項を加える。

5　法附則第十条第七項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、同項に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者に代わって引き続き同項に規定する旅客鉄道事業を経営しようとする者として総務省令で定めるものとする。

6　法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一　宿舎の用に供する不動産

二　職員の福利及び厚生の用に供する不動産

三　他の者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。）

四　私人のための専用側線の用に供する不動産

附則第七条第十五項第二号中「主要構造部」を「建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二条第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

附則第十条の二の二第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項第一号イ中「有するもの（以下この項」を「有するもの（以下この号並びに次項第二号及び第三号」に改め、同号ニ中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に改め、同号ホ(4)(i)を削り、同号ホ(4)(ii)を同号ホ(4)(i)とし、同号ホ(4)(iii)を同号ホ(4)(ii)とし、同号へ(3)を次のように改める。

(3)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ト(2)を次のように改める。

(2)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

三　貨物自動車関係情報自動解析装置（前項各号に掲げる倉庫（貯蔵槽倉庫にあつては、第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものに限る。）において物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために、自動車登録番号標による貨物の運送の用に供する自動車の特定及び当該自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であつて、総務省令で定める機能を有するものをいう。）